

甲府市法定外公共物占用料の新旧対照表

甲府市法定外公共物管理条例 別表（第9条関係）

区分		単位	改正後(R7.4.1から)	改正前(R7.3.31まで)
物置、倉庫、小屋、橋梁その他これらに類する工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	130円	120円
道路、階段、物置場その他これらに類するもので工作物を設置しないもの			90円	80円
柱類	第1種電柱	1本につき1年	800円	660円
	第2種電柱		1,200円	1,000円
	第3種電柱		1,700円	1,400円
	第1種電話柱		710円	590円
	第2種電話柱		1,100円	950円
	第3種電話柱		1,600円	1,300円
	その他のもの		71円	59円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	7円	6円
地下電線その他地下に設ける線類			4円	4円
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円	3,800円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30円	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43円	35円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64円	53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86円	71円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130円	110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170円	140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300円	250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430円	350円
	外径が1メートル以上のもの		860円	710円
水田、畑、桑畑、果樹園、牧草地又は採草地		農業委員会が定めた小作料の標準額を基準として市長が定める額		
その他のもの		市長が定める額		